

この冊子の目的

団体保険における
死亡保険金や入院給付金などを
スムーズな手続きで、もれなくご請求いただくため、
また、お支払いに関する大事なことがらを
ご理解いただくために作成しました。
ぜひ、ご一読ください。



INDEX 目次

主な保険用語のご説明	2
第1章 保険金・給付金のご請求の流れ	3
第2章 保険金・給付金の必要書類について	5
第3章 保険金・給付金をもれなくご請求いただくために	7
第4章 保険金・給付金のお支払いについて	9
●事例1 入院給付金のお支払い(責任開始日と発病時期)	10
●事例2 入院給付金のお支払い(入院日数の要件)	11
●事例3 入院給付金のお支払い(支払日数限度)	12
●事例4 入院給付金のお支払い(検査のための入院)	13
●事例5 新団体医療保険 手術給付金のお支払い	14
●事例6 高度障害保険金のお支払い(障がい状態と「回復の見込み」)	15
●事例7 団体信用生命保険 3大疾病保険金のお支払い	17
●事例8 災害保険金のお支払い(被保険者の重大な過失による免責)	18
●事例9 保険金・給付金のお支払い(告知義務違反による解除)	19
ご請求内容に関する事実の確認について	20
個人情報の取扱いについて/問合せ先について	21

主な保険用語のご説明

1 やっかん 約款	保険契約上のいろいろなとりきめを記載したものです。
2 しゅけいやく とくやく 主契約と特約	保険の基本となる契約内容を主契約といい、その主契約の保障内容をさらに充実させるなどのために、主契約に付加する契約を特約といいます。
3 けいやくしゃ 契約者	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（たとえば、契約内容変更などの請求権）と義務を有する企業・団体または被保険団体の代表者をいいます。
4 ひ ほ けんしゃ 被保険者	その人の生死、入院(手術)などが保険の対象となる人のことをいいます。
5 うけとりにん 受取人	死亡保険金・入院給付金などを受け取る人のことをいいます。
6 ほ けんきん 保険金	被保険者が死亡されたとき、高度障害などに該当されたときにお受取りになるお金のことです。
7 きゅう ふ きん 給付金	災害または疾病により入院されたとき、災害により身体に障がいが生じたときなどにお受取りになるお金のことです。
8 ほ けんりょう 保険料	契約者（企業・団体など）から保険会社にお払込みいただくお金のことです。
9 こくち ぎ む 告知義務と こくち ぎ む い はん 告知義務違反	契約者と被保険者には、契約の申込みをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴など当社がおたずねする重要なことがらについて所定の書面により当社に報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて、故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合などは、「告知義務違反」となり当社はご契約の全部または一部を解除することができます。
10 せきにんかい し き び 責任開始期(日)	申し込まれた契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
11 しつこう 失効	保険料払込猶予期間（払込期日の属する月の翌月末日まで）を過ぎても保険料のお払込みがなく、契約の効力が失われることをいいます。
12 ふっかつ 復活	失効したご契約について、告知書をご提出のうえ、効力のある状態に戻すことをいいます。復活可能期間は猶予期間満了の日の翌日から1ヵ月以内です。
13 し はらい じ ゆう 支払事由	約款で定める、保険金、給付金などをお支払いする場合をいいます。
14 めんせき じ ゆう 免責事由	約款で定める、保険金、給付金などをお支払いできない場合をいいます。
15 かいじょ 解除	告知義務違反などにより、契約の全部または一部を消滅させることをいいます。